

## 焼津市スマートシティ推進検討会規約

### (名称)

第1条 本組織は「焼津市スマートシティ推進検討会」（以下「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、官民が連携してデータや新たな技術を活用しながら、分野横断的に地域課題の解決等に取り組むことにより、焼津市ならではの魅力を高め、持続可能な都市として機能する「スマートシティ」を実現することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) データ連携基盤及びそれを活用したサービスに関すること。
- (2) 委員相互の情報交換に関すること。
- (3) 市民、地域の団体・事業者等への普及、啓発に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

### (委員)

第4条 本会は、別表に掲げる団体、事業者等から選出された委員をもって組織する。

- 2 会長は、必要に応じ、委員の意見を聴取しながら、新たな委員を加えることができる。
- 3 委員の報酬は、無償とする。

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合にその職務を代行する。
- 3 会長は焼津市副市長をもって充てる。
  - 4 副会長は会長が指名する。

### (会議等)

第6条 会議は、会長が招集し開催する。

- 2 本会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合において、会長が認めるときは、代理の者を出席させることができる。この場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 本会に、具体的な活動を検討、実施するためのワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、会長が必要と認めた者をもって充てる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、焼津市行政経営部DX推進課に事務局を置く。

(秘密保持)

第9条 委員は、本会において知り得た活動内容及び他の委員に関する一切の事項を、無断で第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(知的財産権等の帰属)

第10条 本会の活動に関連した知的財産権等(特許、著作権等をいう。以下同じ。)については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 委員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権等は当該委員に帰属する。
- (2) 新たに生ずる可能性のある知的財産権等の帰属については、あらかじめ本会で協議して明確にする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、本会の設立の日(令和4年9月28日)から施行する。

別表（第4条関係）

焼津市スマートシティ推進検討会構成団体

区分	団体名・事業者名等（順不同・敬称略）
関係団体	焼津商工会議所
関係団体	大井川商工会
関係団体	焼津市観光協会
焼津市との協定締結事業者 （ICT利活用による地域活性化等）	西日本電信電話株式会社静岡支店
焼津市との協定締結事業者 （デジタルトランスフォーメーション）	xID株式会社
関連事業者	NTT ビジネスソリューションズ株式会社
関連事業者	株式会社 SBS 情報システム
関連事業者	アジア航測株式会社静岡支店
行政機関	焼津市 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副市長</li> <li>・ 最高デジタル責任者</li> <li>・ 行政経営部</li> <li>・ 経済部</li> <li>・ 防災部</li> </ul>